

災害により被災された方について、介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の減免及び介護サービス利用料の減免制度（介護保険施設等における食費・居住費については自己負担）があります。

いずれも申請が必要です。

【対象】

地震等により、家屋等について著しい損害を受けたとき。

【内容】

保険料については損害の程度によって減免割合は異なります。

【問合せ先】

福祉課介護・高齢者支援係

0964-47-1116（直通）